

立川

人口問題研究所

研究資料 第132号

昭和34年9月25日

The Institute of Population Problems.

Research Series, No. 132,

September 25, 1959

国際連合経済社会局編“国際移住者 の経済的構造”について

On the Compendium on Economic Characteristics of
International Migrants by the United Nations.

厚生省人口問題研究所

THE INSTITUTE OF POPULATION PROBLEMS,

MINISTRY OF HEALTH AND WELFARE, JAPAN.

ま 前 が 書

この稿は、本研究所島村俊彦技官がこれを担当し、1959年2月、国際連合
第10回国勢調査委員会において配布された次の資料の概要を紹介したものである。

United Nations, Department of Economic and Social Affairs : Economic Characteristics of International Migrants : Statistics for Selected Countries, 1918 - 1954, Population Studies, No. 12, ST/SOA/Ser. A/No. 12, New York, 1958.

との資料は、最近における海外移住に関する最も基本的かつ最も包括的な資料
であつて、わが国における人口問題、あるいは海外移住問題の研究に資するこ
とが少くないと思われる所以、ここにこれを仮印刷に付した次第である。

かねて、本研究所においては、一方、国際連合の人口研究に関する事業に協力
する意図において、他方、わが国における人口研究の発達に資するため、
国際連合総務の人口に関する調査研究資料、特に、"Population Studies" の
シリーズにおいては、そのおもなものを紹介してきた。この稿もその一つには
かならない。

1959年9月10日

厚生省人口問題研究所長

館 権

Introduction

This article has been written by Technical Officer, Toshihiko Shimamura, of our Institute of Population Problems to introduce outlines of the following data which were distributed to those who attended the 10th Session of the U.N. Population Committee held in February, 1959. These are the materials:

United Nations, Department of Economic and Social Affairs: Economic Characteristics of International Migrants: Statistics for Selected Countries, 1918-1954, Population Studies, No.12, ST/SOA/Ser. A/No.12, New York, 1958.

The above data are the most basic and comprehensive ones concerning the latest international migration situation. Since these are considered to be helpful not a little to the study of population problems in Japan and also the question of emigration to foreign countries, the data have been put into print temporarily.

In order to cooperate with the United Nations in its research work on population on one hand and to contribute to the progress of the domestic study of population on the other, we have introduced to the Japanese interested in population problems materials for research and investigation published by the United Nations, particularly the contents of "the Population Studies" series. The present publication is an example of works we make.

Minoru Tachi

Director, Institute of
Population Problems, Ministry
of Welfare, Tokyo

September 10, 1959

目 次

I 序 言	(1)
II 國際移住者の經濟的特徵に関する 國際統計の編集の沿革	(1)
III 本報告書の構成	(2)
IV 報告書の取扱範囲	(3)
A 地理的範囲	(3)
B 時期の範囲	(6)
C 統計の型	(6)
V 経済的特徵の分類	(6)
A 移住者の經濟活動	(6)
(1) 経済的に活動及び非活動の移住者	(7)
(2) 職業分類	(8)
(3) 産業分類	(11)
(4) 従業上の地位	(11)
B 経済活動への依存	(12)
C 其の他の經濟的特徵	(12)
(1) 旅費の支払	(12)
(2) 雇用契約の有無	(13)
(3) 持込みの金	(14)
(4) 母國に送られる金	(15)
VI 年令及び体性のクロスstabилиゼイションの必要	(15)
VII 移住者の經濟的特徵に影響を及ぼす移住政策	(16)
VIII 移住者の經濟活動に関する本統計の意味と制約	(20)
IX 若干国に対する統計の要約	(21)
X 四大入移住国における第二次大戦後の入移住者の主たる特徴	(24)
XI 今後の研究に対する示唆	(26)

Contents

Foreword	
I. Introduction	
II. Brief history of compilation of international statistics	
III. Composition of the Report	
IV. Scope of the Report	
A. Geographic coverage	
B. Time coverage	
C. Type of statistics	
V. Classification of economic characteristics	
A. Economic activities of migrants	
(1) Economically active and inactive migrants	
(2) Occupational classifications	
(3) Industrial classifications	
(4) Classifications by status	
B. Dependency on economic activity	
C. Other economic characteristics	
(1) Payment of travelling expenses	
(2) Possession or non-possession of a contract of employment	
(3) Money brought into the country	
(4) Money sent to the home country	
VI. Cross-classifications by age and sex	
VII. Policies affecting the economic characteristics of migrants	
VIII. Significance and limitations of the data on economic activities of migrants	
IX. Summary of data for selected Countries	
X. Principal characteristics of immigrants since the end of the Second World War	
XI. Conclusions and suggestions for further research	

I 摘 要

国内的な或いは国際的な視野に於て、国際移住といふものが如何なる人口学的、経済的、社会的影響力をもつているかということを研究する場合に、移住者の経済的特徴に関する統計が整備されていることが必ず必要となつてくることは間違ひでもない。例えば経済的活動人口の大きいこととその内部構造に及ぼす移住の影響を分析する上に於て、先ずこの種の統計が必要になつてくる。また若干の国に於ては人的資源の不足と過剰の問題——人的資源全体として或いは特定の経済活動部門に於て——が現在重要な問題になっているが、これらの問題の解決のためには入移住者、出移住者の経済的特徴に関する適切な統計が必要である。また入移住者、出移住者の経済的特徴は一国の移住政策に密接な関係をもつているから、その実態を明かにすることが当然必要となつてくる。この外移住の人口学的或いは社会的影響を分析する上にも、移住者の経済的特徴に関する統計が必要である。しかもある年次だけでなく、出来るだけ長い期間にわたつて統計が連続して利用出来ることが必要である。

このように国際移住者の経済的特徴に関する統計は、一国の立場からも或いは国際的な立場からも大いに必要とされるのであるが、これに関する国際的な統計の編集といふことは過去に於て断片的に行はれていたに過ぎない状態である。

1959年国連経済社会局が出版した国際移住者の経済的特徴に関する国際的統計は從来から掲載されていた処を可能限りに於いて実現したものと云える。

II 国際移住者の経済的特徴に関する国際統計の編集の沿革

本報告書は移住者の経済的特徴だけを取扱つたものとしては最初のものであるが、それ以前にもこの問題を取扱つたものがない訳ではない。

1920年に国際労働事務局が創立されたが、同じ年に同事務局は移住統計の研究に着手し、翌年以後移住に関する国際統計の編集を始め、1925年に1920～23年の移住についての最初の研究を発表した。これに續いて1925年と1929年にそれぞれ1920～24年と1925～27年の数字が公表された。これらはいずれも移住者の職業、職業についての数字を掲げている。

以上三つの研究は各別について利用出来るより個別的な資料ではなくて、一

種の国際的な要約表にしか過ぎなかつた。

1925年に合衆国経済調査局(National Bureau of Economic Research)は国際労働事務局に対し、各國の最も古い記録に基づいて、国際移住統計の歴史的研究を行うよう提議しているが、この研究の結果は1929年に発表された、この資料は1924年の年次にまで及んでいる。

以上四つの出版物は本報告書の作成にとつて相当役立つたと云はれている。その外「月別移住記録」("Monthly Record of Migration"——1926年1月から1929年1月までILOにより発行)、及び「移住関係覚書」(Note on Migration" ——IL Review, 1949年以後は"Industrial and Labour Informationに発表、も参考文献として有益であつて、これらの資料では移住者の経済的特徴が要約の形で示されている。

今回発表の報告書は以上の資料を参考にしていること勿論であるが、しかしこれはすべて原典から編集され或いは政府当局から提供された資料に基づいて編集されていることを指摘して置かなくてはならない。

1948年8月10日に国際移住に関する統計の改善に注意を払うべき旨の経済社会理事会の決議(第156号)が行はれた。これよりさき人口委員会の第3回国会議に於て人口学的趨勢及びそれと経済的社会的要因との関係についての研究に最も関係ある統計——移住者の年令、体性、配偶関係、家族の大きさ、職業及び貯銀に関する統計を中心——の整備が考慮されるべき旨の勧告が行はれている。本報告書はこれらの決議乃至勧告の一部を具体化したものということが出来る。

III 本報告書の構成

本報告書は大別して二つの部分から成つている。第一は記述編とも云うべき部分で、第二は統計編で各國別の統計が掲げられている。記述編は更に本文と附録に分れ、本文では報告書の取扱範囲、経済的特徴の分類、移住者の経済的特徴に影響する政策、移住者の経済活動に関する本報告書の統計の意味と制約に論及し、また若干の国についての要約表について最近の国際移住の若干の特徴にも言及している、そして最後に結論として今後の研究への示唆を与えることを以て本文を締めている。附録には1932年に国際移住統計会議(International Conference of migration statisticians)によってなされ、また1949

年に国連の人口委員会 (Population Commission of the UN) によつて、経済的特徴による移住者の分類に関する決議と勧告を載せている。なお 1953 年には本報告書の姉妹編である「国際移住者の体性及び年令——1918～1947 年の統計」(Sex and Age of International migrants; statistics for 1918-1947*) が国連の人口部から出版されている。

IV 報告書の取扱いの範囲

A 地理的範囲

先ず本報告書の取扱範囲であるが、そのうち地理的範囲について見ると、國別の統計表が掲げられているのは 36ヶ国であつて、ヨーロッパ 18ヶ国、北米 6ヶ国、南米 6ヶ国、アフリカ 13ヶ国、アジア 1ヶ国、オセアニア 2ヶ国となつてゐる。ソ連及びアジア諸国はイスラエルを除き除外されている。地理的範囲を以上の 36ヶ国に限つた理由として報告書は次の如く述べている。即ち「経済社会理事会及び人口委員会の勧告及びヨーロッパ人移住の分野に於ける ILO の活動——1950 年 4～5 月にジュネーブで、1951 年 9 月ナポリで召集された移住会議で示された——を十分考慮に入れ、現在ヨーロッパ人の移住に寄せられている関心の大きさに鑑がみて以上の 36ヶ国が選ばれた」と、結局出移住、入移住に積極的な関心を有するまでの歐洲諸国及び期間中の移住に量的に重要役割を果した國、アフリカの自治諸國、アメリカ及びオセアニア其の他の少数國が選ばれた狀である。統計表からアジア諸國を除外したことについては「アジア諸國の移住統計を除外しても欧洲人の移住の研究に差支えを来さないし、また過去数十年間獨東諸國で重要な移住運動が起つたことは事実であるが、その大部分は不熟練労働者であるから本報告でとられている経済的特徴の分類をそれらの移住者に適用しても価値がないからである」と述べている。

第 2 次大戦後特殊なそして重要な移住が起つた。即ち国際難民機構その他の国際機関による難民及び政治的転住者の移動（主としてドイツ、オーストリア、イタリー）がこれである。これらの人々については経済活動別の資料は得られないが、しかし出移住を待つてゐる難民の調査によれば、大部分のものは製造工業、非製造工業に於ける熟練労働者であつて、これに次いで農業及び類以

の職業、不熟練労働者、専門的管理的職業、サービス従業者の順で減少しているといふ。

以上36ヶ国について職業別の出移住者（自國民、外國人及びその合計、大陸間、大陸内及びその合計別）、入移住者（自國民、外國人及びその合計、大陸間、大陸内及びその合計別）の資料の有る無しを示せば次表の如くである。

*印は資料のあることを示す。

大陸及び國名	出 移 住 者			入 移 住 者			合 計
	國 民	外 國 人	合 計	大 陸 間	大 陸 内	合 計	
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—
北ローデシア	—	—	—	—	—	—	—
南ローデシア	—	—	—	—	—	—	—
南 ア 連 邦	—	×	—	—	—	—	—
北 美	—	—	—	—	—	—	—
カ ナ ダ	—	—	—	—	—	—	—
コス・タリカル	—	—	—	—	—	—	—
エル・サルバドル	—	—	—	—	—	—	—
ハ イ チ	—	—	—	—	—	—	—
メキシコ	—	—	—	—	—	—	—
合 樂 國	—	—	—	—	—	—	—
南 美	—	—	—	—	—	—	—
アルゼンチン	—	—	—	—	—	—	—
ボリビア	—	—	—	—	—	—	—
ブラジル	—	—	—	—	—	—	—
コロンビア	—	—	—	—	—	—	—
パラガイ	—	—	—	—	—	—	—
ウルグアイ	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—
イスラエル (パレスチナ)	—	—	—	—	—	—	—

大陸及び國名	出移會計		在住者		入移會計		在住者		会計	
	國民	外國人	大陸間	大陸内	國民	外國人	大陸間	大陸内	大陸間	大陸内
歐 洲										
オーストリア	x				x				x	
ベルギー	x	x	x		x	x	x	x	x	x
ギリコスロバキア					x					
デンマーク	x		x		x					
フィンランド	x		x		x				x	
ギリシャ	x		x		x		x		x	
アイル兰	x		x		x		x		x	
イタリア	x	x	x		x	x	x		x	
オランダ	x		x		x		x		x	
ホーランド	x		x		x		x		x	
スウェーデン	x		x		x		x		x	
スイス	x		x		x		x		x	
連合王國	x				x				x	
オセアニア										
オランダリヤ			x		x		x		x	
オランダンド			x		x		x		x	

本表によれば職業別の統計は主として自國民の出移住と外國人の入移住の場合に利用しうることが分る。ただし移住の定義は國によつて違つことがあるから注意を要する。例えば食糧關では入移住者は法律的に自國民に非ざるものと定義されており、またカナダに於ても入移住統計は自國民の移住を含んでいない。一方イギリス、イタリー、オランダ、ドイツ等では自國民を含めている。上の表について注意すべき点は1918～54年の歴史の年次について、掲げられた資料が直ちに利用しうる點ではないという点で、本表は一般に最近の状態を示すものといふことが出来る。

B 時期の範囲

1918～54年の国別の統計は本報告書の統計編に掲げられているが、1918～54年にわたつて統計の存在する国は極めて少い（カナダ、スイス、合衆国）、しかもこれら三國といえども取る種の統計に限られている。

C 統計の型

次に統計の型についてであるが、本報告書では人口委員会の報告に基づいて、国際旅行者の入国と出國の色々の型（旅行者、入国し或いは出國する居住者、一時的移住者、永久的移住者）を区別しようとしたのであるが、この報告書の編集については統計を作成している国々で用いられている移住の定義を用いる外ならずと述べている。処がこの定義は上記のカテゴリーの範囲に関してばかりではなく、その他に於ても違つてゐる。例えば資料は自国民だけ、外国人だけ、或いは海外移住者のみに限定されているといふ風である。

ある国では統計は入国者と出國者を一括して示しており、また運輸機関の特定期級（例えば船ならて2、3等）の入国者、出國者に限られていたりする。

永久移住者、一時移住者についての統計が利用しうる場合には前者のみが掲げである。各國の資料で国民と外国人の区別がなされている場合には入移住者の統計では外国人のみ、出移住者の統計では自国民のみが掲げられている。それは国民の入移住者或いは外国人の出移住者の数は外国人の入移住者及び自国民の出移住者に較べて少いから、彼等の経済的特徴についての資料の欠如は餘り大きな意緒がないからである。なお年次についてはカナダ、合衆国、1946年以後のニュージーランドは3月31日或いは6月30日に終る会計年度を採用しており、それ以外の国は總て曆年である。

V 経済的特徴の分類

A 移住者の経済活動

本報告書で経済的特徴として取上げられているものは以下述べるよう二つがあるが、その内で最も重要なものは経済活動に関するもので、その内には経済的

に活動的及び非活動的移住者 (Economically active and inactive migrants) 経済的に活動的な移住者の職業、産業、従業上の地位を含んでいる。移住者の経済活動は移住前の母國に於けるそれによつても、また入移住國に於ける、期待する活動によつても分類することが出来るが、前の分類は出移住國にとつて、後者は入移住國にとつて関心を払はれるだろう。

1932年に移住統計家国際会議は「産業或いは職業」及び「従業上の地位」について國際分類を採用することを勧告している。

また国連人口委員会は1949年に「平常の職業」による分類を勧告しているが、同委員会は「従業上の地位」をも有益な分類として採用方を勧告している。更に同委員会は移住統計は人口調査と同一の様式で作成さるべきと勧告している。

各國別の、経済活動別の統計では分類の仕方についての説明が殆んどないのが普通であり、多くの場合統計の基となる記録が餘り詳しくないので詳細な分類は不可能となる。人口調査に於ても経済活動の詳細な統計的記述を得ることは困難であるが移住者については困難の一層大きい。詳細な調査には色々の不便と出費を伴うから、勢い移住者から口頭或いは文書によつて職業を調べるか、或いは旅券その他の書類から調べるのが普通である。色々細かな質問をすることが出来るとしても分類の問題では一般人口に較べて一層困難は大きいと云はなければならない。というのは移住者は住居に關しても、また経済活動に關しても過渡的状態にあるからである。實際移住時に於て有業であるものは殆んどない訳で、従つて本報告書の経済活動に関する統計はセンサスの統計と同一の正確度を有しないといはなければならない。

(1) 経済的に活動及び非活動の移住者 (Economically active and Inactive migrants)

経済的活動人口といふのは財貨及びサービスの生産に労働を提供する人口で賃銀或いは利潤のために働くもの及び家族農場又は家族經營で無報酬で働く人々である。人口の残りの部分は経済的に非活動のものであつて、従属者、救貧院の収容者、引退者、無能力者、独立の財源を有するもの等を含んでいる。経済的に活動か非活動かの区別は移住の経済的効果の分析にとつて極めて重要である。これらの二つの集團は統計の原典から分類出来る限り、國別の統計表に示されており、上記の概念に近似的である場合にも統計表に示されている。

有業 (gainfully occupied) は economically active と同義語と考えられる。ある國 (オーストラリア、カナダ、イスラエル、南ア連邦) の統計にはと

れが用いられている。もつとも gainfully occupied の定義は明確でない。ある国は統計は "reporting occupation" "with occupation stated or declared" "或いは Classified by Occupation" という言葉を使っている（ドイツ、オランダ、パラガイ、合衆国）。

厳密な定義によるならば economically active というカテゴリーに属するものは数が違つて来るだろう。

他の諸国については economically active 或いは inactive の総数は示されていない。この場合には出来るだけ種々のカテゴリーを結びつけて計算されている。このような総数はペルギー、ブラジル、エル・サルバドル、フランスの場合には得られない。これらの国では "他の職業と無業" という集団で示されているからである。

学生の取扱は種々であつて、取る場合には職業のカテゴリーとして掲げられている（イタリー、連合王国、多くの南米諸国）、或る場合は職業として分類されていない（オーストラリア、イスラエル、南ア連邦）、学生が別個に掲げられていない場合にも、それが "教育" 或いは "他の職業" の一部をなしていることがある。合衆国では勉学のために入園するものは入移住者とは考えられていない（1年以上滞在するとしても）、本報告書では学生は原典の分類から確認出来る限り、active から除外して Inactive に入れられている。"Occupation indefinite" "Occupation Unknown" 等は一般に Economically active に入れられている。一方 "not reporting occupation" は主として老人、女子、子供から成立つてると想はれる場合には Inactive に入れられている。経済活動に関係なく、総ての妻が一つの集団にくくられている場合（デンマーク、スペイン）、或る年令以上の総ての男子が active に含まれている場合（コロンビア、デンマーク、アイルランド、スペイン、連合王国）には原典のままでの数字が掲げられている。このような観で個別の移住者の active inactive の資料は必ずしも比較出来ない。

(2) 職業分類

職業の呼び方は国によつて非常に違つてゐる。國別の職業名や、よくくり方はそのまま残されているが、その順位は表現の統一のために變えられている。このために 1948 年国連の経済社会理事会によつて採用された、次のような国際標準

職業分類が用いられた。

- 0 農林、狩猟業、漁業
- 1 純業、採石業
- 2 - 3 製造業
- 4 建設業
- 5 電気、瓦斯、水道、衛生事業
- 6 商業
- 7 運輸、倉庫、通信業
- 8 サービス業
- 9 分類不能の活動

ある國では分類は上記のようになつていないが、しかし見出しがこの順にすることが出来る場合にはそうしている。

職業分類は國際標準職業分類に準拠して行はれている、というのは多くの國の分類は職業別となつていて、大分類に於ては實際には職業分類に近いからである。ある國では移住者の職業は職業分類、職業分類の混合分類になつている。ここで注意すべきことは、同一或いは類似の分類が國を異にするときも同一の意義と範囲を示しており、國際比較が可能であると考えてはならないことである。

“熟練労働者” “不熟練労働者” のような言葉はある國の統計に用いられているが、これらの言葉には定義が下されていないし、その意味と比較可能性は不明である。

イスラエルは1949年に労働統計家国際会議 (International Conference on Labour Statistics) によって作られた國際標準職業分類を移住統計に用いている唯一の國である。この分類は主としてセンサスのためのものであるが、同会議は他の統計にも使用されることを承認している。イスラエルは1950年以後“建設労働者”なる一つのカタゴリーを附加えて移住統計に用いている。イスラエル以外では合衆国は1944年に、カナダ、オーストラリアは1947年に移住統計に擬似職業分類でなく厳密に職業的な分類を採用した。

多くの國に於ける、移住者の職業に関する統計の時系列は時期による職業分類の仕方の変化のためにその有用性を損なっている。このような変更を行つている少數の國は過去の時期について統計の再分類を行つている。この例は合衆国で、

新しい分類が1944年に採用された際それを1918年今まで逆のぼつて適用している。また新しい分類方法を採用した若干の国は二つの分類を結びつけるために、或る年次に新旧二つの表を掲げている。イタリーについては1928年に南ローデシアについては1945年にその表示が行はれている。

「産業」("Industry")という言葉の実際上の用法の相違に関連してここに問題が起つてくる。ある国特に統計をフランス語、ドイツ語、スペイン語で発表している国は Industrie Industrie Industria を経済活動の特殊の型即ち「製造」の名称として用いている。英語では統計に於けるこの種の使い方は稀である。Industry は経済活動の如何なる分野にも適用しうるような一般的な意味をもつていて。例えば鉱業、製造工業、運輸業等の如くである。

この言葉が国別の統計の分類に用いられる場合にその範囲は必ずしも定義されていない。意味が明白である場合には、言葉は普通の英語の統計用語に従つて訳されている。そうでない場合には Industry という言葉がそのまま用いられている。

ある場合には資料は、厳密に云えば分類ではなくて、職業名の表に過ぎないことがある。中南米の大部分の国はこのような統計を示しており、それは通礼アルファベット順に示され、しかも屢々変更されている。

統計が移住前の実際の職業であるのか、移住者がつこうとしている職業であるのかを示している国は少い。普通には "declared" "reported" 及び "stated" Occupation という言葉が用いられているが單に "occupation" という場合の方が多い。イスラエルとニュージーランドの統計では「外國に於ける職業」「到着前の職業」とに分けて示している。カナダは1947年以後職業階級 (Occupational Class) の外に「予定の職業」という分類を掲げている。

職業別の統計の比較可能性とその意味は経済的活動集団の中に「其他」「雑」「記述なし」「不明確」等があるために大いに稀満にされている。このような集団は明示されている職業集団に含まれていない少数職業を示している場合もあるし、また若しその職業が分り、或いはより正確に示されたならば明示された職業集団に含ましめるべき場合もある。或る国ではこのような「其他の集団」が非常に大きいので明示された集団の値は意義がないと考えざるを得ない。経済的活動移住者の15~25%がこれらの「其他の集団」に含まれることが珍らしく

ない。「其の他の集団」の無い国は合衆国とフランスである——但し特殊の統計に限る以前（主として1920～27年）に編集された経済活動別移住者の統計では、分類は(1)農業 (2)鉱工業 (3)運輸商業 (4)家事及び一般労働 (5)自由業及び公共的サービス (6)他の職業、無業、不明となつてゐるが、範囲の違いを考慮すれば統計は近似的であり、ある部分では任意的なものに過ぎないと云はざるを得ない。また(6)の比重が非常に違つるので、それが(1)～(5)の割合に大きな影響を与えることになる。従つてかかる統計は一国の歴史的比較には相当役立つではあるが、国際間の比較は困難である。

(3) 産業分類

本報告書で取扱つている36ヶ国の中で、厳密な産業分類を採用しているのは3ヶ国に過ぎない。即ち北ローデシア（1951年以前）、南ローデシア（1945年から1952年まで）及びフランスの3ヶ国である。南ローデシアでは1945年以前には入移住者の職業の統計が作成されたが、1945年から1952年までは産業別の統計が作成されている。1945年については職業別と産業別の二種の統計が作成されている。

(4) 従業上の地位

36ヶ国の中從業上の地位別の統計のあるのは2ヶ国に過ぎない。チエコスロバキアとギリシアは出移住者のみについて地位別の統計を作成している。ある国（オーストラリア、ドイツ、イタリー、スイス）は使用者数を示しているが、雇用者をもたぬ独立自営業者をも含んでいるらしいと見られている。ある国では「独立」という集団を掲げている。この分類は或る国では使用者を含んでいると思はれるが、その正確な範囲は国によつて違つてゐるだろう。オランダでは地位を「使用者支配人等」「給料雇用者及び自由業」「賃銀労働者」に分類しているが、しかし例えば医者は使用者、自由労働者、給料雇用者でもあり得るから、このような分類は近似的なものに過ぎない。或る国では経済的非活動の集団に社会的地位の概念を導き入れてゐる。即ち独立の財産を有するもの、学生、年金生活者は被扶養の妻子とは違つた地位として扱はれてい。」「資本家入移住」という項目のあるパレスチインの統計は500ポンド以上の金をもつて從属者と共に入

国する者の数を示している。

いずれにしても移住の経済的特徴に関する統計を作成する国にとって移住者の地位は餘り興味がないと云つて差支えなのだろう。

B 経済的活動への依存

経済的に活動及び非活動の総ての人々が生活の資料を獲得する源泉即ち「経済活動への依存」の概念が或る国のセンサスの製表に用いられ、また或る国では移住統計にも用いられている。非活動的な総ての人々は、独立の資産を有するもの年金受給者及び施設収容者の如き少数のものを除けば、生活のために経済的に活動的な人に依存しており、若干の国で依存されていると思われる人の経済活動によつて全移住者を分類している。

国勢調査の集計に於ては、非活動の人々が如何なる活動者に依存しているかということは仲々難しい、特に家族2人以上の活動者のある場合にはそうである。このような困難は移住統計の場合には一層大きい。というのは移住統計は人口ではなくて移動中のものに関するものだからである。

出移住には往々にして定着後の妻子の移住を伴う。これらの妻子は後年の移住統計で数えられるのが普通であるが、これは移住統計の上で大きな欠陥の因となる。このような訳で経済活動別の活動的移住者対非活動移住者の割合は非常にゆがめられることがある。

C 其の他の経済的特徴

(1) 旅費の支払

自費で旅行する移住者と然らざる移住者を区別することが国際団体によつて勧告されている。勧告は報告書の附録に載せられている。この統計を発表しているのはオーストリア、スペイン、連合王国及び合衆国の4ヶ国である。もつとも部分的な統計はオーストリア、ニュージーランドにもある。1935年以前には合衆国は旅費を自分で払つたものと親族其の他によつて払つてもらつたものの二種の移住者の数を示す統計を発表していた。合衆国では入移住者の旅費を他人が支払うことはある場合には不法であり、従つて統計では大部分の入移住者が各

自の旅費を支払っていることになっている。ある時期の間、オーストリアは海外移住者がその旅費を各自が支払ったか又は他人が支払ったかの統計を発表していた。スペインは1941～54年の期間について、政府或いは移住者自身によつて支払はれたスペイン帰國の費用を示している。この点に関する連合国側の統計は、1946/47年から1955/56年の期間について、「雇用及び訓練法」("Employment and Training Act") の下に於ける経費についてのみ数字を示している。オーストラリア、オランダ、ニュージーランドについては統計は被援助移住者即ち旅費が無料か或いは援助されるイギリス連邦とオランダ国民についてのみ発表されている。これらの数は旅費を全部又は一部を支払つてもらつた入移住者の総てを含んでいない。といふのは被援助移住計画に入らないものは除外されているからである。この計画に入らないものの一部は自分の旅費を払つていないのである。

被援助入移住者の職業の分類は入移住者総数についてのそれと違つている。といふのはこれらの計画は特殊の職業や特殊の型の移住者に適用されるのが普通だからである。アルゼンチン及びブラジルの如きは許可入移住者に成る場合旅費を支払うが、それに関する統計はない。

(2) 雇用契約の有無

或る国が文書による確定的な従業の契約のあることを要求するよりな場合には面倒は起らぬが、その他の場合には問題は簡単でない。移住者は暗黙の契約或いは申出又は約束（口頭或いは文書による）を覺けているかも知れないし、或いは友人、親族の申出でしかもたないかも知れないが、とにかく移住者はそれを順りに移住を決心するのである。移住者が雇用契約を結んでいるか否かの単純な質問は移住者の願望或いは希望に従つて色々に解釈される可能性があり、また移住者自身なるべくトラブルを避けようとするならば答をすると憚られる。しかし彼が雇用契約を結んでおつては入關出来ないと知つているならば、かかる契約を結んでいても、そりは咎えないであろう。

この問題は入移住政策と入移住者法に密接に結びついている。多くの国は一般には出移住者に関してはこの問題に关心をもつてない。入移住契約労働が禁止されている場合には当然雇用契約の有無の区別をつけることは出来ない。これは合衆国の例であるが、この国では僅かの例外を除き（教授及び自由業）雇用の申

出戻いは約束によつて移住するより「勧請され、援助され或いは強制された」者は入移住を躊躇されている。これとは反対に雇用のための入移住者の総数が、多く住居をもたなければならぬ場合及び統計がこの種の入移住に限られている場合（オーストラリア、フランス）ICも雇用契約の有無の区別をするなどは出来ない。

この問題について統計を発表している国は僅かにるゝ國である。南アフリカは「雇用の保護したもの」「雇用を求めているもの」「その保護として従属者」の区分を設けてゐる。この國に入居には入移住者は一定額の金をもつてか、派遣した雇用をもつか、或いは一定期間内に退去する約束をしてなければならない。「雇用を求めているもの」は少數であつて主として紹介と別れられたり日本未満の半数である。南アフリカは雇用が保護されてゐる入移住者の数を示してゐるが雇用の保護されていることと保護しないものとに分けては所得を発表している。パルトガルは「難民の事情」という分類があり、それは即ち(1)雇用した雇用あり(2)雇用なし所有(3)青鎖した財産あり(4)失業の状態が現りしているに外れされてゐる。

(3) 搬 迂 み の 金

これが経済的特徴として取上げられるのはこれが入移住者の経済的社會的地位の問題に關連して質疑と考究されるからである。

このよりな統計を発表しているのは僅かにるゝ國である。多くの國に於て入移住者は到着時に成る最低限度の金をもつてゐることが必要とされてゐる。その金額は可成り少額であることが多く、それが必要とされるのは到着後直ちに公典の賃料とならないためである。會衆國は 1943 年以前には 50 ドル未満、 50 ドル以上及び所持金総額別に外國人入移住者の統計を示してゐるが、しかし入國のために特定期が法令によつて必要とされていた訳ではない。南ア連邦は歐洲入移住者を所持金の額に依じ、 2000 ポンド以上に達する者のグループに分類しているが「生活の保護されているもの」「仕事の保護されているもの」等は除外されてゐる。入移住者の大半は 100 ポンド以下であるといふ。興味ある分類は 1943 年以前パレスチインで採用されたもので、即ちより優化はあるが後年には次の如くなつてゐた。

- (1) 100 ポンド以上をもつた者
- (2) 500 ポンド以下の所持金を有する自由農
- (3) 500 ポンド以下のもの
- (4) 250 ポンドより少くない熟練職人
- (5) 1 月 4 ポンドの最低所得者

(6) 施設に入る孤児、宗教的職業、学生、雇用された来るもの、入国する入移住者の従属者、居住者の従属者。

パレスチナでこれらの分類が採用されたのは委任統治圏によつて、この間に對してとられた。吸収力その他の基準にもとづく移住政策によるものとされている。

チリ又はパキアでは或る年次には移住者が財産を所有したか否かの統計を發表したが金額は示されていない。

金額による入移住者の分類は、入移住によつて一團に流入する総資本を示す意味で若干の価値はあるが、入移住者の眞明は正しくないかも知れない。これらの統計は又独立した生活財源を有する入移住者の数を知る上で役立つが、このようないくつかの入移住者は或る團にとつては眞理である。

チリ又はパキアに於ては 1924～25年の年次に、本国から引出される貨幣の統計が作られた。これは船会社の帳簿によつて、海外出移住者の発明した総額をしらべたものであるが實際の数字は専かに多いとされている。

(4) 母國に送られる金

イギリスは 1945～54年の國際的及び大陸間の出移住者の送金の統計を發表している。これらはドル、ポンド其の他で示されている。ギリシアではギリシャ銀行が大陸間出移住者の送金をドルで發表している。

VI 年令及び体性のクロスタブュレイション の必要

経済的特徴による移住者統計に於て、移住者の年令及び体性は重要な意味をもつてゐるから、年令別及び体性別のクロスタブュレイションが望ましい。經濟的に活動的な移住者の数は年令の切り分で變つてくることは云うまでもない。實際に於ては經濟的に活動的な移住者は或る年令以上……通札 15 才に限られている。この 15 才といふのは移住統計家國際会議の勧告に従つるものである。この年令以下の經濟的に活動的な移住者は極めて少いから、この限定は餘り問題とならない。ある僅かの國に於ては 16 才及び 17 才が最低として採用されている。カナダ、アイルランド、連合王國は海外移住者についてでは最低年令 18 才を採用している。従つてこの年令以下の有効者は職業別には記録されないことになる。年令以上の

限界を設けている国はない。

体性別の分類は極めて重要である。というのは男子移住者の経済的特徴と女子のそれとは非常に違うからである。人口委員会は「移住者を男女別に、平常の職業によつて分類する」ことを勧告している。性別の統計はカナダ以外のアメリカ諸国にはない。男子と女子に対して違つた職業分類を採用しているのはアイルランド連合王国、デンマーク、オランダ(1923~30年)、ノルウェーでスイスでは男子のみの数字を示している。

統計は性別に作成することが望ましい。それは経済的に活動及び非活動の集団の相対的重要性は体性によつて違うからである。最近女子の移住は男子のそれよりも増加している。合衆国では戦時時代の前には男子が約60%を占めていたが戦争の影響を受けて、居住者の妻は特別の待遇を受けるようになつたので、男子の割合は1930~39年には40~45%、1946年には27%に低下した。しかしその割合は1947年1948年に約38%、1949年に44%、1950年に48%と恢復して来ている。1946~49年に於ける女子の割合の高いことは戦争婚姻法(War Brides Act)の影響によるものである。カナダでは1940~46年に女子の入移住が甚だしかつたので、カナダ年鑑(1947年及びそれ以前)は「其の他の階級が全体の約60%を占めるようになつたので職業の統計は無意味になつた。そこで事情が変化して有意義な統計が得られるようになるまで中止される」ことになつた。

連合王国とイギリス連邦との間の援助付移住計画も、入移住の妻子、家族労働者、家事使用人に優先権を与えていた。連合王国では1946年の女子海外移住者は全体の75%で1946年から1951~54年の8年間に於ても60%以上を占めていた。

移住者の経済活動の統計が性別に分類されることは望ましいことは以上の通りであるが本報告書に掲げられた国の全部については発表されていない。

VII 移住者の経済的特徴に影響を及ぼす移住政策

移住者の経済的特徴が移住政策によつて影響されることとは云うまでもない。

1918年は比較的自由な移住の時代の終りに当つており、それ以後多くの国は入移住者の入國に制限を設け、稀には出移住者の出國に制限を加える国もあつ

た。

自由の時代の後に、制限され或いは援助を伴う移住の時代が現れ始めたが、しかし移住者の大部分は依然として制限移住、援助移住のわく外に置かれていた。多くの国によって採用された移住政策或いは規則は移住者の経済的特徴に影響を及ぼした、入移住政策は出移住政策よりも大きな効力をもつていると云える。というのは入移住は出移住よりも遙かに大きく統制されたからである。本報告書で取扱はれている期間中大部分の国の市民は許可なく、または形式上の手続を経ずに離国することが自由であつた（戦時を除く）、処が近年では若干の国では出移住をも制限している。

最も重要な入移住政策は割当制度であつて、それは流入する移住者の数或いは%を人種或いは国籍別に、時には職業別に（優先権を通じて）定めるものである。この政策を採用しているのは合衆国（1921年以後）、南ア連邦（1937年以前）及びブラジルである。

いろいろの国或いはいろいろの人種から成立つてゐる国民の間で或る経済的特徴が優勢であるならば、国別或いは人種別の割当制限は入移住者の経済的特徴に影響を及ぼすことは当然である。合衆国の割当法に於て北、西欧洲人に對して南欧人、東欧人よりも高い割当が行はれたことは、合衆国への入移住者の経済的特徴に大きな影響を与えた。例えは農業労働者及び一般労働者の数に及ぼす割当制度の影響を見ると、1921年以前には彼等の多くはヨーロッパの南部及び東部諸国から來ていたのであるが、それらの国には割当制により強い制限が加えられた。

移住者の経済的特徴に影響を及ぼす他の要因は国籍或いは人種的理由による排斥或いは甚だしい制限及び肉体的精神的テストによる排斥或いは制限である。オーストラリア、ブラジル、カナダ、南ア連邦、合衆国がこれに當る、これらの措置の効果は、生活程度が入移住国の住民より低いか或いは生活様式が根本的に違う國の國民（主としてアジア人）を全面的に排斥するか或いは特別の事情の下に於てのみ許可するということにある。

この外の政策としては選択制度（selective system）と優先制度（preferential system）がある。

選択制度の下では色々の職業の入移住者は出移住国の当局の協力の下に入移住国の國立委員会によつて選択されるか、或いは入移住が双方の承認と政府間の

取組めによつて決定される。アルゼンチン、ブラジル、フランス、及び連合王国はこの制度を採用しているが、この方式はいよいよ重要になりつつある。アルゼンチンはある種の労働者（熟練工業労働者、技術者、農業家、漁業者）の選択的入移住の5ヶ年計画を立て、専門家の入国を厳重に制限している。戦後連合王国は歐洲入移住者に対して選択制度を採用している。

優先制度の下では或る国民或いはある種の入移住者に優先権が与えられる。アルゼンチン、及びブラジルはスペイン人、ポルトガル人及びイタリア人入移住者に優先権を与えていた。

この制度は割当制度と共に用いられることがある。合衆国の入移住法は優先割当入移住者についての規定を行つている。第一優先権は割当が300人以上の國から来る農業の熟練者とその家族、成人市民の親、夫等である。第二優先権は外国人居住者の妻子に与えられている。

多くの國では外国人に対して雇用の許可制が採られているが、これが直接に入移者の経済的特徴に影響を及ぼすことは明かである。合衆國に於ては若干の例外を除き入移住者は雇用契約を結んでいるときは入國を許可されないのであるが、許可制を採つている國に於てはこれと反対の政策が採られている訳である。連合王国に於ては居住していない外国人は、政府によつて与えられる雇用許可と将来の使用者の指名を有しない限り雇用のために入國することが出来ない。同様の制度はオーストラリア、ベルギー、フランス、スイスで採られている。これらの國は特別の産業或いは職業につくために入國して来るものの数を有効に統制出来るようになつてゐる。

移住者の経済的特徴は一定の条件を具備したものに財政的援助を与えるという政策によつても影響を受ける。この政策は移住者送出國受入國の殆んど総てに行はれており、イギリス連邦の諸國では大規模に行はれている。

連合王国とオーストラリア、カナダ、ニュージーランド政府の間で、連合王国から自治領に対する移住を奨励するために協定された海外定着の政策については既に述べた。これらの計画は自治領によつて違ひが、しかしそれらの総ては農業労働者とその家族及び家事使用人或いは家族労働者を含んでいた。1929年に始まる不況の年次に於てこれらの計画は中止された。1931年カナダは英國臣民、十分な資力ある合衆國人、以前の移住者の特定の類族、十分な資力ある、ある種の農業家以外は入移住を禁止した。1928年から45年までニュージーラ

シドneysの計画を大幅に中止し、入移住を中心として家事使用人、独立女子及び前移住者の妻に限定した。オーストラリアは1928年以後農作業に指名された青年に限った。

第二次大戦後にこれらの計画は復活された。ニュージーランドは1947年7月に援助移住を再開し、25～35才で特定の職業に2年間雇用される意図を有する者を適格である。従属者のいない連合王国の独身の住民に適用された。入国数は毎年政府によって決定されることになっている。オーストラリアは1946年に援助付移住を再開しオランダ、連合王国、合衆国の中郷軍人に船賃を無料とし或いは援助を与えた。戦争孤児の入移住も奨励された。職業別の援助付移住の統計はオーストラリアとニュージーランドについて利用することが出来る。これらの入移住者の主たる経済的特徴は政府の政策を反映することは当然である。

最後に殆んど除外の範に於て、外國人には成る種の職業は許されていないか、特別の条件の下で許されている。政府の国防活動と兵器製造はしばしば外國人に禁止され、医学、法律、教師の如き自由業は原則として許可されていない。これらの制限は、それ自身として見れば、これらの職業を有するものの入国を防ぐするものではない。これらの人々は他の根拠から適格であり、また禁止された職業を行ふ意思のない限り入国出来る。しかしこれらの禁止措置がかかる職業をもつているものの移住を抑制することは否定出来ない。1946年以後これらの制限はヨーロッパ難民の再定住の問題を甚だしく複雑にしている。これら難民の中には多数の専門家技術者があり、彼等は自己の職業によつて他國に再定住することに大きな困難を感じたのである。

工業及び企業で雇用される外國人の数の制限（例えば南米のある國の如き）も影響を及ぼすであろう。法律的行政的制限の外に労働組合や専門家の組合によつてなされる制限がある。連合王国政府は第二次大戦後労働力不足の職業に主として歐洲から外國人労働者を入れようとしたが、この政策はある労働組合の反対のために必ずしも実現出来なかつたと云う。このように労働組合や専門家の組合が入移住者の職業に影響を及ぼす場合がありうるのである。

出移住を促進する政策も、もしもその移出促進が特に人口のある階級に向けられるならば同じく移住者の経済特徴に影響を及ぼすことになる。例えばもしも農業人口が土地資源に比較して過大であると考えられれば、農業労働者の出移住を促進するような努力が払われるだらう。また失業が存在し或いは予期される場合

には非農業的職業の出移住を促進することもまた望まれ、そして供給不足と想はれる種類の労働者の出移住は抑制されることが望まれるであろう。第二次大戦後オランダでは農業労働者及び農業家は過剰であり、政府はそれらを他国に再寄生させようと努力している。イタリーや土地から十分な生活資料を得られない過剰な農村人口を抱いている。ドイツ連邦共和国は田舎の地域に定住している数百万の同胞難民を背負い込んでいるが、政府はそれらの一部を外國に再定位せたいであろう。また出移住国の政府は出移住によって従属的市民の数を減少させ、一方有業人口は出来るだけ保護しようと躍むということも考えられる。しかし何と云つても出移住者の経済的特徴は自國よりも他國の入移住政策によつて大きく影響されるものと云えよう。

ある國は出移住政策と入移住政策をもつてゐる。これらの國は出移住國であると共に入移住國である。スイス及び連合王國は入移住を厳重に制限している（雇用を求める外國人労働者に関する限り）が、出移住政策は制限的ではない。連合王國に於ては第二次大戦後の甚だしい人的資源の不足にも拘らず、出移住を抑制する企図は行はれていない。この労働力の不足を矯正し、織維及び農業関係労働者を歐洲諸國から吸収することによつて、終戦時に國內にあつた多數のボーランド人を吸収することになつて職位の雇用によつて、その他の方法で相殺するよう努力を払つた。同時に連合王國政府は本国から移住者を出す計画について他の連邦政府と協力もしている。

VII 移住者の経済活動に関する本統計の意味と制約

最後に移住者の経済活動に関する本統計の意味と制約について述べよう。移住者の経済活動に関する本報告書の統計は、有われる使用に対して一般に不十分である。個別の統計は重大な欠陥を有しており、程度の差はあれ実際上の有用性を害している。

既に述べたように経済活動に関して移住者から得た情報は十分に正確でないか或いは十分借用出来る包摶的な統計を作れる程詳細でない。更に統計で用いられる分類の方法は屢々不適当であり、またそれが時々変更されているので *temporal analysis* の可能性を甚だしく害していることが確でない。このような點で統計の國際比較の可能性は殆んどないといえる。

その上移住者の経済活動に関する統計は国際移住統計と共通の欠点をもつてゐる。それは或る場合には経済活動の分類上の欠点以上に統計の有用性を損なつてゐる。即ち統計が関係国にとって重要な入移住、出移住の全部のカザギリーを包含していないことである。大陸内移住もまた重要な場合に統計が大陸間移動に限られてしまつたり、或いは国民、外國人あるいはある人種の移住者集団に限定されたりしている。それらの制限のために或る国へ、及び或る国からの全移住者の一部のものに対してのみ統計が限界されることがある。また移住者の定義の仕方が統計の有用性を限界するととも有り得る。一般に陸地国境を越える移住の記録は欠陥の多いものと云ふ。また出移住の記録は入移住の記録よりも不完全であると考へられる。というのは政府は出移住に対するは入移住者の監督と統制を行つていなかつからである。

統計の有用性はそれが長期間継続して利用出来ないといひことによつて更に低下する。1918～54年の期間の大部分について移住者の経済的活動の統計を公表しているのは、本報告書に含まれているる6ヶ国のみに過ぎない。多くの国については統計は数ヶ年しか利用出来ない。

IX 着手国に対する統計の要約

1918～54年の期間の全部或いは大部分について要約的分析を可能ならしむるよりな、移住者の経済活動の統計が利用しうる国は、入移住者に関してはオーストリア、ベルギー、カナダ、イスラエル、イタリー、南ローランダ、南アフリカ、連合王国及び米国である。

出移住者に関しては、ベルギー、チリ、エジプト、ドイツ、アイルランド、イタリー、ノルウェー、スウェーデン、スイス連合国及び米国を挙げるとが出来る。

しかしこれらの国でさえ統計には大きな欠陥があることを強調しなければならない。統計上の制約を個別に挙げば以下の如くである。

オーストリア

出移住（特に欧洲への帰属）も重要であるに拘らず、入移住の統計しか利用出来ない以上、1946年以後は経済活動の分類がそれ以前と違つてゐること。

ペル半島

大陸内の入移住、出移住の記録が正確であるかどうか疑はしいこと、経済活動の指標が備かるつであつて、経済的に活動非活動の区別のないこと。

カナダ

特に合衆国への出移住と歐洲への帰國移住も重要であるに拘らず、入移住の統計しかないこと、合衆国からの入移住の統計は正確かどうか疑はしいこと。

チリコスロバキア

出移住の統計しかないこと、大陸内出移住の統計は正確かどうか疑はしい。従業上の地位のみしか統計がない。1938年以後は統計が利用出来ない。

ドイツ

大陸内の出移住、入移住も重要であるに拘らず、大陸間の出移住の統計しかなくある年次ではドイツ国民だけの統計しかない。領土が変化していること、1940～52年については統計がないこと。

アイルランド

統計は国民の大陸間出移住に限られており、連合王国への重要な出移住と種々の入移住国からの帰國者の統計がないこと。

イスラエル

入移住の統計しかない。1950年以後の経済活動に関する分類は以前の分類と一致しないこと。

イタリー

大陸間移住の統計は正確かどうか疑はしい。1931年以後の経済活動の分類はそれ以前のそれと厳密に比較出来ないこと。

ノルウェー

統計が国民の大陸間出移住に限られていること。

南ローデシア

統計は非アフリカ人の入移住についてしかなく、重要なアフリカ人の入移住、出移住が除外されている。1946年以後の経済活動別の分類はそれ以前のものと一致しないこと。

スエーデン

出移住の統計しかなく、1938年以後は統計のないこと。

スイス

統計は大陸間出移住に限られており、重要な大陸内入移住、出移住が除外されていること。

南 ア 連邦

統計が白人人口に限られていること。

連合王国

統計は大陸間入移住と国民の出移住に限られており、大陸へ、及び大陸から来る重要な移住特に外国人のそれを除外していること。

合衆国

統計は外国人の入移住、出移住に限られており、帰化した入移住者の帰国をボルトリコ人の入移住を除外している。カナダ、メキシコとの間の大国内移住の統計の正確性が疑はしいこと。

戦後の時期については、統計に欠陥をもたらす他の要因として国際難民機構及び他の国際団体の援助による難民及び政治的転住者の移住を挙げることが出来る。これらの移住者は出移住の統計からは除外されているが入移住の統計には含まれているのである。

上述の諸国（ベルギーを除く）の1918～54年の入移住者及び出移住者の総数を経済的に活動と非活動に分けて見ると、非活動移住者の割合が高まっていることが分る。非活動入移住者は1921～25年に36%、1936～40年に約52%、1941～54年も同一水準にある。出移住についても類似の傾向が見られる。これは既に述べたように、女子移住者の割合が増加したことに関係がある。

経済的活動移住者の職業別の統計に於て上述の10の入移住国と11の出移住国について各職業集団別の総数を把握することは不可能である。諸国の職業分類が相違しているからである。ある特定国では職業別の数字の累積さえ厳密には把握られない場合がある。それは国内の職業の分類の仕方が変更されているからである。

移住の経済的効果を研究する場合に、経済的に活動的な入移住者の経済的に活動的な出移住者に対する超過の結果として一国の労働力がどの位増加したか（或いは純出移住国の場合には活動的入移住者に対する活動的出移住者の超過による労働力の損失）を算定することは重要であり、また特定の職業についての同様の計算もまた重要である。

ベルギーの資料によつて示唆される如によれば、1920～54年の全期間に

わたつて、「商工業」及び「専門的職業」については出移住よりも入移住の方が多いこと、「農業」については出移住の方が多いことになる。残念なことに、現在利用しうる資料はこの方面的分析に餘り役立たない。第一に多数の出移住者と入移住者を同時に送出しまた受容れる國に於てさえ、常に經濟活動別の、入移住者出移住者の双方の統計を作つてゐる訳ではない。また資料が利用しうるとしても、出移住者と入移住者の数の差違は出移住者と入移住者の定義が一致しないこと、出移住者については記録は相対的に不完全であり出移住者の經濟活動の記録はその質が比較的劣つてゐること、出移住者が移住先に於ける予定の職業を申告する傾向のあること、入移住者が送出国に於て從事した職業を申告する傾向のこと等によつて誤った觀察に導かれる恐れがある。この意味で統計の範囲と質の改善が、この種の分析のために是非必要となつてくる。

X 四大入移住国に於ける第二次大戦後の 入移住者の主たる特徴

四大入移住国に於ける第2次大戦後の入移住者の主たる特徴を眺めるに、1946年から54年までの戦後の年は二つの戦争の間の期間よりも、より詳細に職業の特徴を比較し、より信頼しうる結論を引出すことが出来る。移住者の職業の分類に於て重大な変更が四大入移住国（イスラエル、合衆国、カナダ、オーストラリア）に於て行はれた。これら四つの國は1946～54年の間に460万の入移住者を受容れたのであるが、合衆国は1945年にその分類を変えているし、オーストラリアは1947年に、カナダは1948年に、イスラエルは1950年に変えている。しかしこれらの國で採用された分類は共通の特徴をもつてゐるので比較することが出来る。これら四ヶ國の統計は主として海外（大部分歐洲諸國から）から入移住して来る外国人（カナダ、オーストラリアでは非國民と定義されている）に関するものである。この四ヶ國は統計が比較的信頼出来るものと考えられている。少くともこの種の移住者に関してはそう考えられている。その上この四ヶ國は本報告書に載せられている36ヶ國の総ての入移住者の73%近くも占めているから、これらの統計から入移住者に関する大体の結論を引出すことが可能と考えられる。

この期間（1945年以後）に於て、移住者の約49%は經濟的に活動的な移

住者であり、51%は非活動移住者であった。非活動移住者の割合の高いのは戦後の女子、子供の大移住によるものである。「専門的技術的及び類似の従業者」が経済的活動移住者の約11%を占め「耕作業者、漁業者、伐木夫及び類似の従業者」が約14%を、「サービス職業」が約10%を占めている。「管理的書記的及び類似の従業者」及び「販売従業者」の二つのグループが約18%を占めている。「職業不明」のものを5%と見て、残り42%は「鉱山、採石所の従業者及び類似の職業」「運輸的職業」「特殊技能工、生産行従業者及び単純労働者」—この集團は多くの間に於てしばしば「工業労働者」或いは「熟練、半熟練、不熟練労働者」と云はれるものに大体近い一に分れる。

四ヶ国の中三ヶ国—イスラエルは例外である—は熟練程度の大まかな分類を熟練、半熟練、不熟練（カナダ）、特殊技能工、半熟練工、単純労働者（オーストラリア及び多少修正して合衆国）のようにしている。

国際標準職業分類及び汎米1950年センサス委員会（C O T A）職業分類は熟練程度の区別をしていないが、これは熟練度による職業階層について国際的承認を得られなかつたためであると云はれている。

オーストラリアの統計で用いられている craftsman（特殊技能工）及び operative（半熟練工）は合衆国で用いられている同じ言葉と同じ意味ではなくまたカナダの craftsman はオーストラリア及び合衆国と同じ言葉に対応するものではないといふ。

このような観で入移住工業労働者の熟練度別の割合に関して確然とした結論を下すことは出来ないが、しかし四ヶ国の中から概めて粗雑な推計を行ひることは出来る。オーストラリア、カナダ、合衆国に入移住した工業労働者の内約47%は熟練労働者であり、53%はより低い熟練度の労働者であると見ることが出来る。勿論これは極めて近似的な値に過ぎない。もつと精緻な結論を下すためには分類及び符号つけの仕方に於いてより細密が研究が必要である。

着手の入移住國については常住者の労働力調査の分類と入移住者の職業分類の比較を行うことが出来る。合衆国に於ては1940年及び1950年に入移住者の統計とセンサス統計の双方で同一の職業分類が用いられている。1950年のセンサス統計は1940年に對して「農業者、農業支那人」「農業労働者及び監督（foreman）」「農業及び林業以外の労働者」「サービス従業者」の割合の減少——雇用された常住者労働力の総数は2.5%増加しているに拘らず——した

ことを示している。他の職業集団の割合はいずれも増加している。

しかるに移住統計では「所有者、支配人、職員」及び「専門的半専門的職業」これらは何れも減少しているを除き割合は増加している。「農業家、農場支配人」「職業労働者及び監督」はサンリスの統計では相当減少したのに、移住統計では何れも増加したといふことは注目に値しよう。

XI 今後の研究に対する余要

国連の経済社会理事会及び国連構成国政府が移住の問題と移住統計を重視していることは幾度の発表かの宣言と国際会議の召集といり議論によつて知ることが出来る、1948年8月10日の決議(156A(IV))にて理事会は本主題についての研究が促進されるべきことを指示した。

以上は述べた通り国際移住者の経済的特徴に関する統計は不充分であつて、それはもつと多くの開拓地で挙げられる必要があり、また移住の経済問題が正確な知識を以て取扱はれるためには質的に改善される必要がある。

私が国際移住の統計の改善特に経済的特徴についての、それは特別の出費を必要とすること、統計作成の運営を困難とし、これに關係する人々と移住者に不便をもたらすといふ理由から実行し難いことは事実である。

第四回国連統計委員会(1960年)のサンプリング小委員会によつて、移住統計の場合には抽出法が用いらるべきであるという提議が採択されたのはそのためである。抽出調査については種々の方法が示唆されている。例えば移住者の中から1人を選ぶ方法、1週間に1日を選ぶ方法がある。現在の如き何なる国も経済的特徴別の移住統計に抽出法を用いていない。

国際移住統計は恐らく他の国内統計のように補助なものにはならないであろうが、大いに改善することは出来る筈である。この統計は現に戦後若干改善されて来ている。

最後に種々の指標の技術が移住統計に適用されるならば非常に有益であつて、との問題は本報告書の研究の範囲外とされているが、例えは職業分類が期間年の時期についてのみ利用しうる場合に、欄年にについての移住者の総数が分つてゐるならば(若干の重要な入移住者がこの例ではあるが)欄年にについての職業分布の指標は極めて正確に出来るだる。また「其の他」について特別の規定を設ける

ことによつて農業、工業、商業、家事のような大きな職業集團について國際間の比較が十分可能となるだろう。